

## レッツくりあ 162

むつら みほい  
作 六倉 実結  
守口市ごみ減量キャラクター「くりあ」の生みの親である六倉さんの作品です。



### 「STOP! 路上喫煙」の巻



守口市ホームページ 検索

児童虐待かも……と思ったら、すぐにお電話ください。

### 児童相談所 虐待対応ダイヤル

いち はや く  
1 8 9 通話料 無料

※一部のIP電話からはつながりません

通告・相談は、匿名でも大丈夫。 秘密情報は厳守します。

### 児童手当の制度が変わりました

#### 児童手当が拡充されました

令和6年10月分(初回支給は令和6年12月)から児童手当が拡充されました。

#### 主な変更点

- ▽支給対象が、高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までに拡大します。
  - ▽支給時期が年6回(偶数月)になります。
  - ▽所得制限はなくなります。
- 手当月額以下のとおりとなります。

	3歳未満	3歳～18歳到達後最初の年度末まで
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

高校生年代の子どもがいる人や、所得制限で支給対象外となっている人などは申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

#### 振り込みに関すること

問子育て支援政策課  
TEL06-6992-1647

#### 拡充に関すること

問コールセンター  
TEL06-6992-1357



### 大切な文化財を守ろう! 文化財防火デーを実施

世界最古の木造建築物である法隆寺金堂壁画が焼失した1月26日(昭和24年)を機に、この日を「文化財防火デー」と定め、毎年一斉に全国で防火啓発活動が実施されます。

大切に受け継がれてきた文化財は、焼失すれば二度と戻すことはできません。それだけに文化財に対する防火意識を持つことはとても大切なことです。市教育委員会と守口消防署で、市内の神社や寺院などに立入検査や消防訓練を行い、文化財を火災から守るためのチェックを行います。

#### 消防訓練

時1月24日(金)10:00～  
場天乃神社(橋波東之町2-11-18)  
問生涯学習・スポーツ振興課  
TEL06-6995-3158

#### 消防訓練などの指導や消防相談

問守口消防署  
TEL06-6993-0119

### オンライン申請できる 手続きを追加

保険課では、すでに受け付けを始めた17のオンライン申請の手続きに加え、新たに3の手続きがオンライン申請できるようになりました。

窓口に来ていただくことなく、いつでも手続きができます。ぜひ利用してください。

詳しくは、下の二次元コードから市ホームページを参照してください。

#### 問保険課

TEL06-6992-1545



### 児童扶養手当制度が一部改正されました

#### 所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額を引き上げます。

例えば、子どもが1人の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については365万円から385万円に引き上げられます(収入ベースによる算定)。



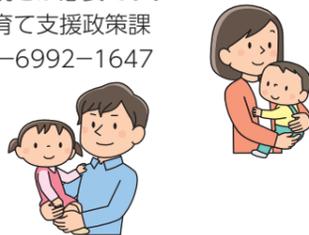
#### 第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

令和6年11月分の手当から所得限度額および加算額の引き上げが適用されますが、11月分・12月分の手当は、2カ月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

注これまで所得が所得限度額を超えていて、児童扶養手当の手続きを行っていない人など、今回の制度改正で新たに対象となる場合は、認定請求手続きが必要です。

問子育て支援政策課  
TEL06-6992-1647



### 忘れていませんか市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。

納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押、公売などを行うことになります。

なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納税課まで連絡してください。

#### 問納税課

TEL06-6992-1852～1854

### 納税には便利な口座振替の利用を

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。

なお、令和7年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日(月)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

すでに利用している人は、自動継続されます。

また、納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。

詳しくは納税課まで問い合わせください。

#### 問納税課

TEL06-6992-1851～1854



### 児童センター廃止に係る説明会

施設の見直しのため、令和8年3月31日で児童センターを廃止する予定です。次のとおり説明会を開催します。

時1月18日(土)17:15～

場問児童センター

TEL06-6902-1006

### ご存じですか 固定資産税・都市計画税

#### 納税通知書の再発行

納税通知書は、納税通知書の名宛人に「固定資産税額の確定」と「納付を請求書」するものであり、納税通知書の送達を受けた人には、賦課処分という法的効果が発生します。

すでに納税通知書が送達されているにもかかわらず、再度納税通知書を発行すると、納税義務者に2回賦課処分を行ったことになってしまうため、再発行はできません。

納税通知書の紛失などで、課税内容を再度確認したいときは、名寄帳の写しを交付(有料)していますので利用してください。

#### 問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474

### 軽JNKSで納税証明書不要に

軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用が令和5年1月から始まり、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。

また、令和7年4月から、二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)についても軽JNKSの対象となりますので、口座振替利用の方の納税証明書の郵送を廃止します。

ただし、以下の場合は納税証明書の提示が必要となる場合があります。

- ▽納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合。
- ▽中古車の購入直後の場合。
- ▽他の市区町村へ引っ越した直後の場合。
- ▽対象車両に過去の未納がある場合。



#### 問納税課

TEL06-6992-1851

### お知らせ

#### 個人住民税(市民税・府民税)の申告

昨年中に申告書を提出した人を対象に、令和7年度の個人住民税申告書を2月初旬ごろに発送します。

なお、申告受付は2月3日～3月17日(月)(土・日、祝日を除く)に市役所で行います。

申告書が作成できましたら、書類(収入や控除が分かるものなど)とともに、郵送(同封の返信用封筒を利用してください)または市役所2階課税課窓口へ提出してください。

新たに申告書が必要となった人や書き方が分からない場合は、問い合わせください。

#### 問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456

#### 「給与支払報告書」の提出はeLTAX(電子申告)で

eLTAXの詳しい内容や手続きなどは、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

なお、給与支払報告書を電子申告すると、紙での提出は不要です。

給与支払報告書の提出期限は1月31日(金)です。

#### 問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456



#### 償却資産(固定資産税)の申告

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

市内に償却資産を所有している人は、令和7年1月1日現在の償却資産の内容(取得年月、取得価格、耐用年数など)を申告する必要があります。1月31日(金)までに申告書を提出してください。

#### 問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474